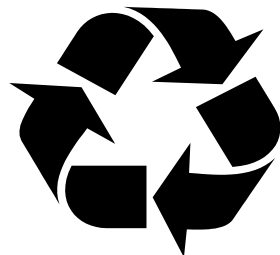


草津市のごみ状況

(平成29年度版)



循環型社会を作るために

3R(スリーアール)の取り組みを進めましょう！

Reduce (リデュース) / 発生抑制

物を大切に使おう。ごみを減らそう。

Reuse (リユース) / 再使用

繰り返し使おう。

Recycle (リサイクル) / 再生利用

再び資源として利用しよう。

草津市 環境経済部 ごみ減量推進課

目次

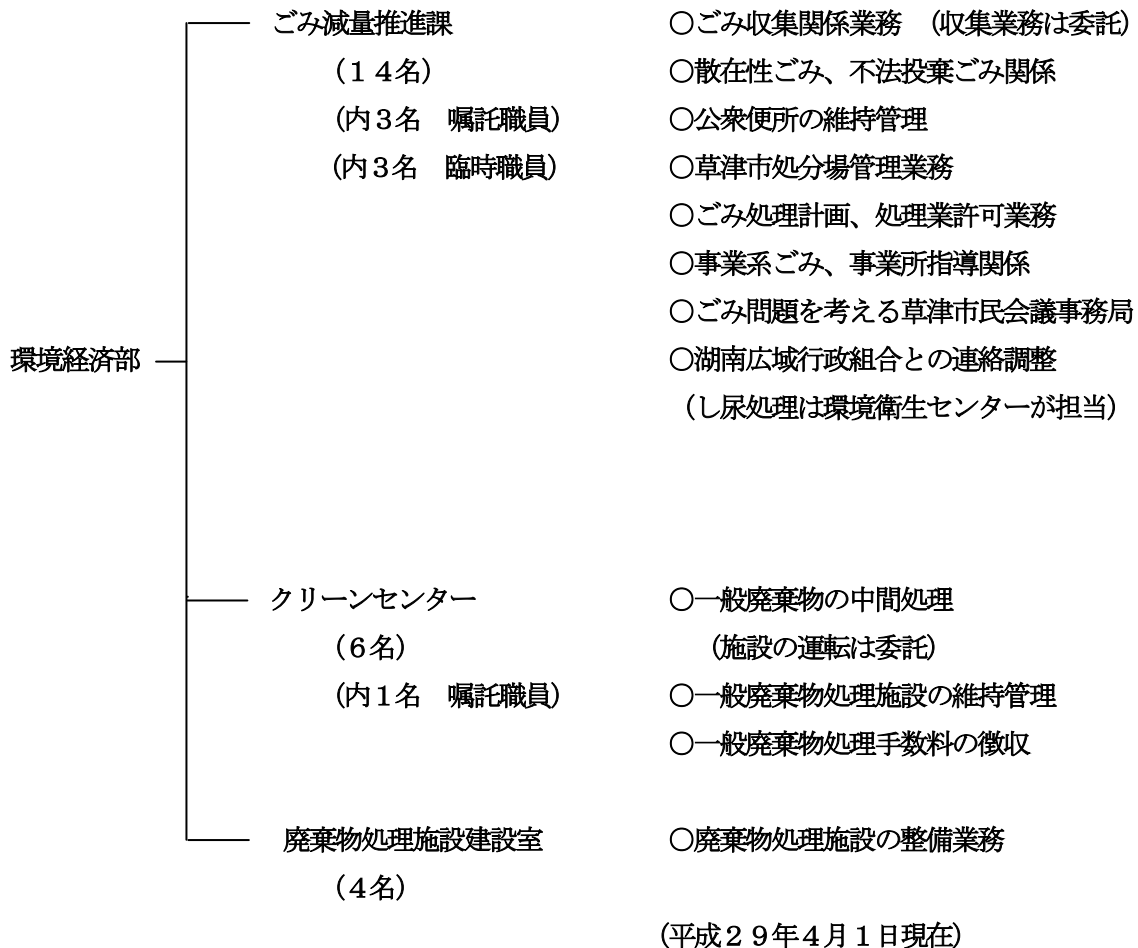
1. 草津市のごみ処理の経緯・・・P2～
2. 草津市の廃棄物行政組織・・・P3
3. 草津市のごみ処理の推移・・・P4
4. ごみ減量・排出抑制事業対策・・・P5
5. 指定ごみ袋、処理料金等・・・P6～
6. 環境美化推進対策・・・P8
7. ごみ処理予算・・・P9
8. ごみ処理施設・・・P9
9. ごみ問題を考える草津市民会議・・・P9
10. ごみ減量・リサイクル実績・・・P10～

1 草津市のごみ処理の経緯

年	概 要
昭和35年	ため池を利用した埋立てを開始。
昭和40年 ～昭和47年	一部事務組合がコンポスト方式により生ごみ処理を実施。
昭和48年	プラスチックごみの分別収集を開始。重油還元方式によるプラスチックごみの処理を実施。
昭和51年	清掃工場（現クリーンセンター）建設計画の具体化に伴い、プラスチック溶融固化法の有効性に着目し、溶融固化方式により、プラスチックごみを成型品（植木鉢、プランター、広幅板）に再生。
昭和52年	清掃工場各施設の移動に伴い、ごみの5種類分別収集を開始し、ごみの減量と再資源化についての本格的な取り組みを開始。
昭和57年	週1回30品の予約収集制による粗大ごみの特別収集を開始。
昭和60年	市内の公共施設に回収ボックスを設置し、乾電池の拠点回収を開始。
平成2年	市民、行政、事業者が協力して、ごみの減量、リサイクルの推進を図るため、「ごみ問題を考える草津市民会議」が発足。現在に至るまで、ごみの減量化と再資源化の推進に取り組んでいる。
平成5年	焼却炉改修工事ならびに破碎ごみ処理施設の整備に着手。
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎ごみ処理施設完成。 ・市内全域で予約制による月2回の粗大ごみの定期戸別収集を開始。
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉改修工事完成。1日の処理能力が90tから150tに向上。 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、ペットボトルの分別収集を実施。
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、製造業者による再商品化等が行われる特定家庭用機器であるテレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを従来の粗大ごみの対象から除外。 ・蛍光管をより安全に処理するため、市役所と各市民センターに回収ボックスを設置し、拠点回収を開始。 ・ごみの分別徹底を図る目的から、普通ごみ類ごみ袋を従来の紙袋から半透明のポリエチレン袋へ変更。
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの処理について、安定した資源化処理ルート確保のため、容器包装リサイクル法に基づく指定法人の（財）日本容器包装リサイクル協会に委託。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律に定められている指定再資源化製品であるパソコンについては、製造業者等が自主回収・再資源化することになったため、粗大ごみ・小型破碎ごみの対象から除外。
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪、京都のベッドタウン化や大学の誘致による人口の増加に伴い、ごみ量の増加がみられるため、資源回収奨励金交付事業、生ごみ処理容器購入補助事業を充実するなど、ごみの減量対策を進める。
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化率の向上を図るため容器包装リサイクル法の対象となる「その他プラスチック」を圧縮・梱包し、（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、広域での資源化を開始。このことにより、昭和51年以来続けていたプラスチックの溶解固化による再生は終了。
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの不法投棄対策の強化を図るため、市の専従職員が不法投棄多発箇所を中心に、市内を巡回する「安全安心パトロール」を実施し、不法投棄の防止および地

	域の環境の保全に努める。 ・徹底したごみ分別を行うとともに、更なる資源化の推進を図ることを目的に、ごみ集積所を巡回し啓発指導を行う。
平成22年	現クリーンセンターの老朽化による施設の更新計画に伴い、新施設の稼働等による周辺環境への影響を調査するため、環境影響評価に着手。
平成23年	・更なるごみの資源化、減量化の推進を図るため、①古紙類の分別区分を設定、②プラスチックごみは、容器包装リサイクル法対象物のみへと変更等、ごみの分別区分を10種類から11種類にする。 ・ごみ袋の配布方法を引換券制へと変更。
平成25年	平成22年から継続して実施してきた、新クリーンセンターの更新計画に伴う環境影響評価の結果について取りまとめた環境影響評価書を公表。
平成26年	新クリーンセンター更新整備事業の設計・施工業者を決定。
平成27年	新クリーンセンター更新整備事業の工事着手

2 草津市の廃棄物行政組織



3 草津市のごみ処理の推移

(1) ごみ処理量

(単位：t)

年 度	焼却ごみ (普通ごみ)	プラスチック製 容器 (プラスチック)	ペットボトル	空き缶	飲・食料用 ガラスびん (びん)	その他	粗大ごみ	古紙	合 計
平成 19 年度	34,287	2,659	279	424	876	843	306	—	39,674
平成 20 年度	34,994	2,586	281	458	864	895	323	—	40,401
平成 21 年度	34,954	2,538	275	468	840	747	283	—	40,105
平成 22 年度	34,740	2,535	290	451	855	723	269	—	39,863
平成 23 年度	33,900	1,901	281	342	862	764	294	734	39,078
平成 24 年度	33,469	1,187	280	254	850	775	318	1,363	38,496
平成 25 年度	33,908	1,121	280	243	849	722	342	1,330	38,795
平成 26 年度	33,420	1,071	270	229	837	749	343	1,291	38,210
平成 27 年度	32,998	1,034	267	229	830	856	352	1,307	37,873
平成 28 年度	32,640	993	272	227	799	793	362	1,256	37,342

※「その他」は、破碎(小型破碎)、陶器・ガラス(不燃物)、乾電池、蛍光管の4種類

(2) 一人および一世帯あたりの1日のごみ量

年 度	年間ごみ量 (t)	人口 (人)	1人・1日 あたり(g)	世帯数 (世帯)	1世帯・1日 あたり(g)	年間ごみ処理費 (千円)
平成 19 年度	39,674	117,419	923	47,036	2,305	1,286,451
平成 20 年度	40,401	119,123	929	48,260	2,293	1,287,187
平成 21 年度	40,105	120,632	911	49,177	2,234	1,153,535
平成 22 年度	39,863	122,423	892	50,279	2,172	1,105,946
平成 23 年度	39,078	124,595	857	51,703	2,065	1,148,509
平成 24 年度	38,496	125,611	840	52,217	2,020	1,108,342
平成 25 年度	38,795	126,853	838	53,170	2,000	1,052,212
平成 26 年度	38,210	128,603	814	54,233	1,930	1,073,237
平成 27 年度	37,873	130,048	796	54,990	1,882	1,107,238
平成 28 年度	37,342	131,258	779	56,033	1,826	1,153,436

※人口は各年10月1日現在の行政区域内人口 ※年間ごみ処理費は、投資的経費、人件費除く

4 ごみ減量・排出抑制事業対策

(1) ごみの11種類分別の実施

焼却ごみ類、古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管、粗大ごみに分別し回収することにより、ごみの減量と資源の有効利用に努めています。

(2) 指定袋制の実施

焼却ごみ類、プラスチック製容器類、ペットボトル類について、市指定のごみ袋を使用し、分別の徹底と排出抑制を図っています。

(3) 資源回収活動への支援

紙や布は、資源として再利用できることから、資源回収活動を行う町内会等の各種市民団体に対し、家庭から排出される段ボール、新聞紙、雑誌等の紙類および古着、布切れ等の繊維類を対象とした奨励金を交付していますが、平成28年度からは、小規模事業者が排出する紙類も対象に加えました。また、資源回収量の更なる増加を図るため、平成28年度から「雑紙保管袋」を資源回収を行う団体に配布しています。

(4) 生ごみ処理容器購入者への補助

生ごみは、堆肥化することにより有効な土壌改良剤になり、ごみの減量にもつながることから、生ごみ処理容器購入者へ補助金を交付しています。

(5) 段ボールコンポストの実践普及啓発

家庭から出る生ごみの減量を図るため、家庭で手軽に取り組める段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化を推進するにあたり、段ボールコンポストの普及拡大と指導者の育成に取り組んでいます。

(6) 剪定枝粉碎機貸出事業

焼却ごみに含まれる小枝や木の葉などを、チップにして自宅の庭木の乾燥予防や堆肥などに活用することでごみの減量化を図るため、剪定枝粉碎機の貸し出しを行っています。

(7) 事業所へのごみの分別、減量指導

事業系焼却ごみ類の更なる分別の適正化および減量（排出抑制、資源化等）をめざし、平成28年度には市内の事業所を対象に「事業系一般廃棄物減量セミナー」を開催しました。また、食品リサイクル関係法令と照らし合わせながら、関係事業所（飲食店、食品製造業者、食品販売店等）における食品廃棄物の処理の実態を把握し、リサイクルに向けた啓発をしていきます。

(8) 粗大ごみの有料制

粗大ごみは、定期戸別収集時やクリーンセンターへの自己搬入時に規定の料金を徴収しています。また、できる限り下取りに出すか、フリーマーケットやリユースショップの活用などリユースに努めるよう呼びかけをしています。

(9) 転入者窓口指導

転入者には、転入手続時にごみの分別方法について説明し、分別の徹底を図っています。

(10) ごみ問題を考える草津市民会議との連携

ごみ問題を考える草津市民会議と連携を強化し、市民・企業・行政が一体となり、ごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいます。

(11) 買い物袋持参運動の展開

レジ袋使用の自粛をPRし、プラスチックごみの減量を呼びかけるため、関係団体等とともに買い物袋持参運動を推進しています。

5 指定ごみ袋、処理料金等

(1) 指定ごみ袋

①焼却ごみ類用ごみ袋の規格

(材質) 高密度ポリエチレン (半透明)

(規格) 厚さ 0.03mm、縦 800mm×横 360mm、ガゼット折 150mm

②プラスチック製容器類用、ペットボトル類用ごみ袋の規格

(材質) 低密度ポリエチレン (無色透明)

(規格) 厚さ 0.03mm、縦 950mm×横 450mm、ガゼット折 250mm

③指定ごみ袋引換券の配布および指定ごみ袋の販売方法

(配布方法) 町内会等を通じて配布

(配布時期) 毎年 9 月 (1 年分配布)

(指定ごみ袋引換券配布枚数) 135 枚分/年 (単身世帯は 90 枚分/年)

(指定ごみ袋引換券交換場所・指定ごみ袋販売場所)

市役所、地域まちづくりセンター、市民交流プラザ、草津市農協本・支店など

(販売金額) 1 枚 110 円

(2) ごみ処理手数料

	区 分	処理単価
一般廃棄物	1 回の搬入量が 200kg 未満のとき	110 円/10kg
	1 回の搬入量が 200kg 以上のとき	170 円/10kg

(3) 粗大ごみ処理手数料

①手数料

主な品目	処理手数料
温水器、電子ピアノ等 処理が特に困難なもの	2,900 円/点
電子レンジ、ステレオ、タンス、ベッド、書棚、食器棚、サイドボード、学習机、自転車等 処理が困難なもの	1,500 円/点
ふとん(3 枚単位)、じゅうたん、掃除機、扇風機、ストーブ、ガスコンロ等 処理が容易なもの	800 円/点

手数料は、粗大ごみ定期戸別収集の場合は、粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券購入時に支払い、クリーンセンターへの自己搬入の場合は、クリーンセンターで料金を支払う。

②粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券販売場所

市役所、地域まちづくりセンター、市民交流プラザ、草津市農協本・支店など

(4) 家電 4 品目収集運搬手数料

(リサイクル料金は別途必要)

品目名	収集運搬手数料
冷蔵庫・冷凍庫	5,100 円/台
エアコンディショナー	4,400 円/台
テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式のもの)	3,100 円/台
洗濯機・衣類乾燥機	2,100 円/台

収集運搬手数料は、「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」購入時に支払います。ただし、当該手数料は、申込者宅から指定引取場所までの収集運搬料金であり、再商品化等料金（リサイクル料金）は含まれていないので、法律に基づく再商品化等料金（リサイクル料金）を別に支払う必要があります。

6 環境美化推進対策

(1) 散在性ごみ対策

市内散在性ごみ一斉清掃や、平成12年4月1日に施行された「草津市ポイ捨て防止に関する条例」において設定した市民行動の日において、ごみ問題を考える草津市民会議とともに、清掃および啓発活動を行なうなど、散在性ごみの発生防止に向けた取り組みを推進しています。

○主な事業

- (啓 発) 市内散在性ごみ一斉清掃、ポイ捨て防止市民行動の日など
- (その他) ボランティア清掃活動支援など

(2) 不法投棄ごみ対策

市内での不法投棄が、地域的美観を損ない、環境への悪化をもたらしていることから、町内会等と行政が協力し、対策にあたっています。平成10年度から、不法投棄粗大ごみ回収業務を業者委託し、定期的なパトロールと速やかな回収に努めています。

また、地域住民に、公共スペースの不法投棄監視活動をしていただいております。

平成21年度からは、市の専従パトロール員が、市内の道路や河川をはじめとする公共スペースを中心に巡回するパトロールを実施し、不法投棄の防止および地域の環境の保全に努めています。

○主な事業

- (啓発・点検) 地域住民による不法投棄監視活動、市専従職員によるパトロールの実施
- (啓 発) 不法投棄防止看板設置
- (その他) 南部環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置（県組織）
不法投棄物回収の実施

(3) ごみ集積所整備事業に対する補助

平成8年度より、町内会が維持管理するごみ集積所を一定の基準により改修または新設した場合、実施する町内会に対し5万円を限度として補助を行っています。

年 度	町内会数	補助件数	補助金額
平成19年度	12町内会	21箇所	998,000円
平成20年度	14町内会	16箇所	782,812円
平成21年度	12町内会	16箇所	716,247円
平成22年度	12町内会	15箇所	750,000円
平成23年度	9町内会	23箇所	1,149,000円
平成24年度	11町内会	23箇所	1,088,757円
平成25年度	15町内会	16箇所	768,250円
平成26年度	8町内会	10箇所	469,000円
平成27年度	12町内会	16箇所	701,422円
平成28年度	16町内会	21箇所	976,486円

7 ごみ処理予算

平成29年度予算額 ※人件費除く

(単位：千円)

清掃行政全体予算額	8,860,312
○環境衛生推進費(ご)	3,215
○清掃事業推進費(ご)	18,872
○最終処分場整備費(ご)	8,490
○湖南広域行政組合負担金(ご)	99,189
○ごみ収集費(ご)	339,533
○ごみ減量化対策推進費(ご)	182,030
○廃棄物処理施設整備費(廃)	7,656,661
○クリーンセンター管理運営事業費(ク)	552,322

(ご)ごみ減量推進課 (ク)クリーンセンター (廃)廃棄物処理施設建設室

8 ごみ処理施設

(1) 草津市立クリーンセンター

草津市の中間処理施設として、昭和52年4月に竣工し、ごみ焼却処理施設(平成9年3月基幹整備完了)、金属処理施設、破碎ごみ処理施設(平成8年3月新設)、ペットボトル圧縮梱包処理施設(平成9年10月新設)、プラスチック圧縮梱包処理施設(平成17年3月新設)を保有しています。

施設名	形式	能力	備考
ごみ焼却処理施設	ストーカ方式	150t/日	平成9年3月基幹整備完了
プラスチック圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	9t/5h	平成17年3月新設
金属処理施設	油圧プレス方式	10t/5h	
破碎ごみ処理施設	破碎・選別方式	10t/5h	平成8年3月新設
ペットボトル圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	1.5t/5h	平成9年10月新設

(2) 草津市処分場

草津市の廃棄物の処分場として、設置しておりますが、現在は埋立処分を行わず、収集した不燃物を埋立に適した状態に処理して、大阪湾の最終処分場に搬出しています。

施設名	面積
草津市処分場	16,374㎡

9 ごみ問題を考える草津市民会議

市民生活に密着したごみ問題について、各学区地区での代表をはじめ多くの市民の参画を得て、ごみの減量化と資源化を進めるため、平成2年10月に発足しました。

(構成) 各学区地区代表者、各種団体の代表者、事業者、一般公募市民等で構成

(組織) 会長(1名)・副会長(2名)・監事(2名)

○部会・・・3R推進部会、地域環境部会、段ボールコンポスト部会

(活動内容) <平成28年度実績>

ポイ捨て防止市民行動の日(5月)、リサイクルフェア(9月)、
市内散在性ごみ一斉清掃(11月)、広報誌「ごみジャーナル」(年2回)、
その他市民への啓発、研修等

(事務局) 草津市ごみ減量推進課内

10 ごみ減量、リサイクル実績

(1) 資源回収の実績

年度	資源回収の実績 (単位：t)				
	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	合計
平成19年度	540	2,052	629	199	3,420
平成20年度	662	2,268	838	213	3,981
平成21年度	711	2,264	830	220	4,025
平成22年度	792	2,234	849	214	4,089
平成23年度	863	2,220	913	238	4,234
平成24年度	991	2,307	828	238	4,364
平成25年度	1,080	2,403	830	238	4,551
平成26年度	1,087	2,251	799	229	4,366
平成27年度	1,027	2,099	782	238	4,146
平成28年度	808	1,968	785	213	3,774

(2) 生ごみ処理容器購入補助実績

年度	生ごみ処理容器購入補助実績	
	補助件数	補助金合計
平成19年度	74件	1,410,700円
平成20年度	107件	2,061,600円
平成21年度	69件	1,355,600円
平成22年度	61件	644,500円
平成23年度	56件	585,700円
平成24年度	33件	353,100円
平成25年度	38件	340,400円
平成26年度	37件	389,700円
平成27年度	33件	363,100円
平成28年度	19件	218,600円

(3) 収集したごみの中間処理資源化量

(単位 t)

年度	金属	びん	プラスチック	ペットボトル	乾電池 蛍光管	破碎 不燃物等	古紙	合計
平成19年度	644	830	1,047	281	35	—	—	2,837
平成20年度	669	794	1,128	283	26	—	—	2,900
平成21年度	656	798	1,184	283	31	112	—	3,064
平成22年度	618	807	1,203	298	39	113	—	3,078
平成23年度	560	811	1,232	279	35	69	740	3,726
平成24年度	468	785	1,027	273	35	13	1,369	3,970
平成25年度	451	785	1,000	270	34	13	1,337	3,890
平成26年度	485	768	959	256	32	12	1,297	3,809
平成27年度	530	807	947	250	35	0	1,297	3,881
平成28年度	517	758	904	255	31	0	1,260	3,725

平成23年10月から、新たに古紙類の行政回収を始めました。

破碎不燃物等(硬質プラスチック等)のリサイクルは、再資源化業者の受け入れ停止に伴い平成26年度で終了しました。

(4) 資源化率(資源回収量+中間処理資源化量/ごみ発生量)

(単位 t)

年 度	ごみ処理量 ①	資源回収量 ②	ごみ発生量 ③=①+②	中間処理 資源化量④	資源化量 ⑤=②+④	資源化率 (%) ⑤/③
平成 19 年度	39,674	3,420	43,094	2,837	6,257	14.5
平成 20 年度	40,401	3,981	44,382	2,900	6,881	15.5
平成 21 年度	40,105	4,025	44,130	3,064	7,089	16.1
平成 22 年度	39,863	4,089	43,952	3,078	7,167	16.3
平成 23 年度	39,078	4,234	43,312	3,726	7,960	18.4
平成 24 年度	38,496	4,364	42,860	3,970	8,334	19.4
平成 25 年度	38,795	4,551	43,346	3,890	8,441	19.5
平成 26 年度	38,210	4,366	42,576	3,809	8,175	19.2
平成 27 年度	37,873	4,116	42,019	3,881	8,027	19.1
平成 28 年度	39,084 (1,742)	3,774	42,858	4,900 (1,175)	8,674	20.2

平成 27 年度の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂に伴い、平成 28 年度から市外へのごみの排出量(上記表①かっこ内数値)と市外での資源化量(上記表④かっこ内数値)を資源化率の算出に計上しております。